

**北神星和台
防災福祉コミュニティ
地域おたすけガイド**

令和5年3月作成

北神星和台防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドを作成する前に…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイド（例）を作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイド（例）に記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



○北神星和台おたすけガイド作成のお手伝いをしたところ

合同会社人・まち・住まい研究所

1 災害対策本部の設置基準

- ・ 震度 6 以上等の地震が発生し、地域の構造物や建物に被害が発生した場合。
- ・ 特別警報が出された場合や、地域内に土砂災害警戒情報が発令された場合で、高齢者等避難の情報が発令された場合で、自治会役員の協議により本部設置が必要と判断された場合。

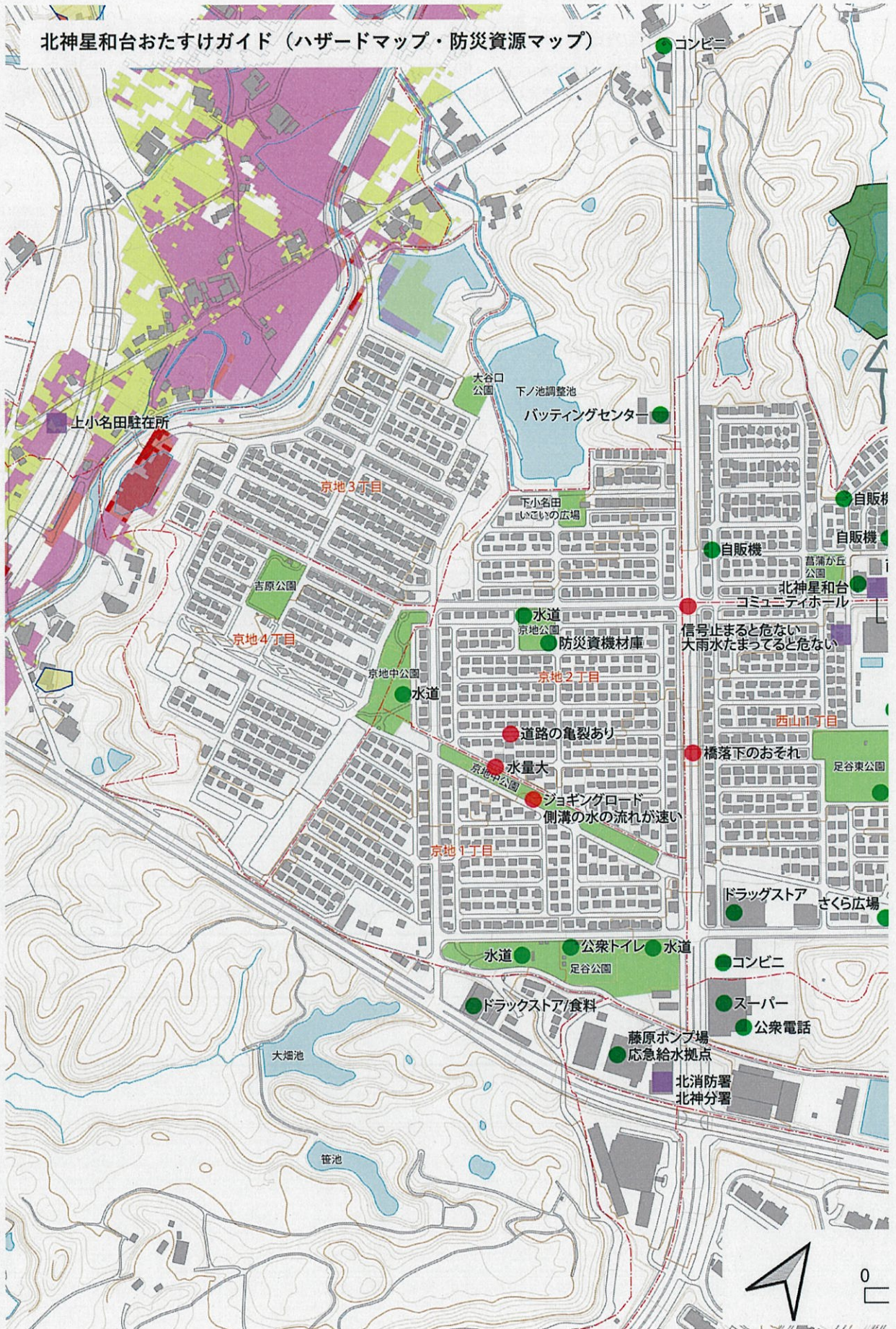
2 活動方針

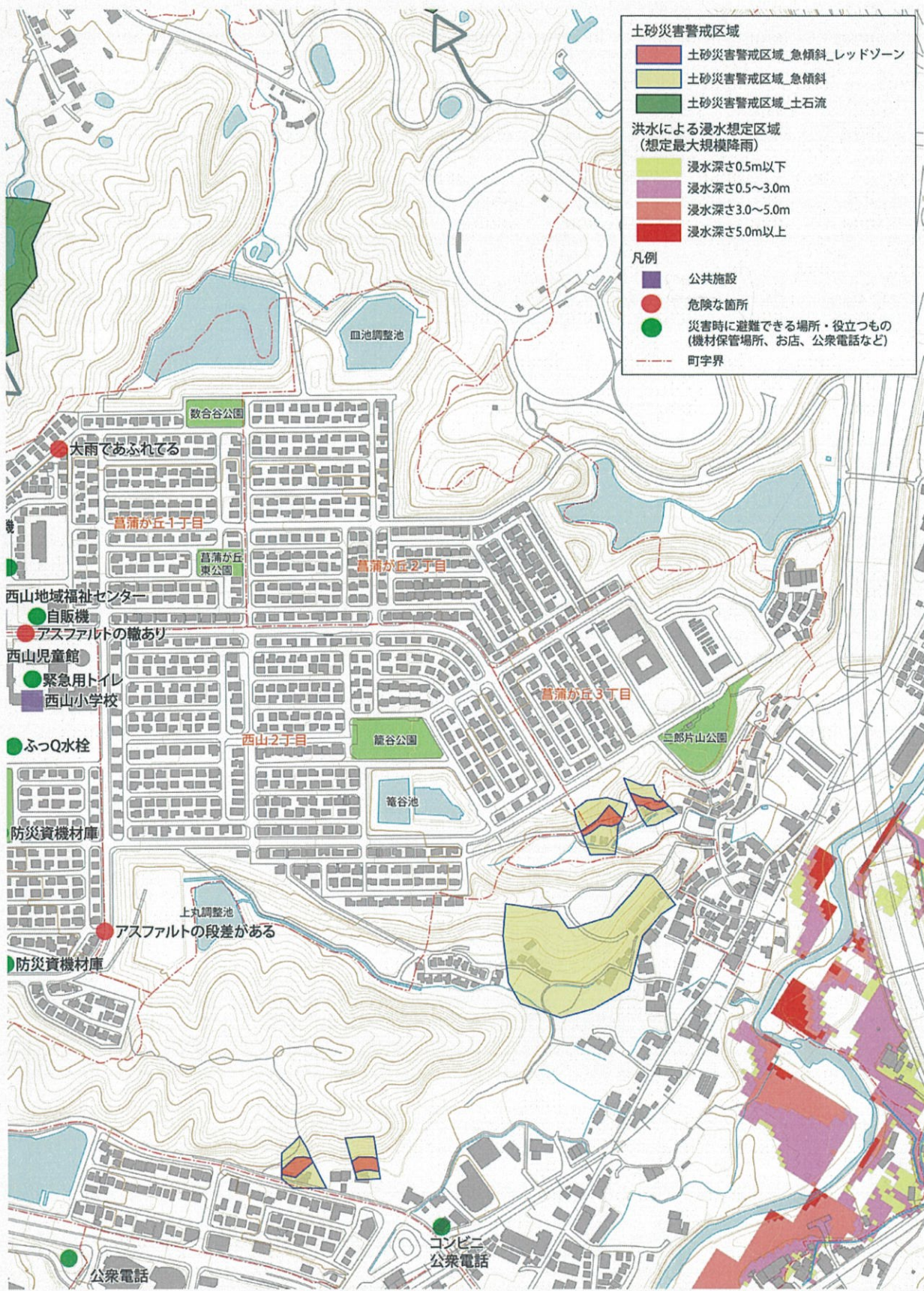
阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょ!!

3 役員参集場所等一覧

災害対策本部	自治会の連絡網で自治会役員が連絡を取り合い、被害の状況や手助けの必要な人たちの情報を共有する。必要がある場合には自治会長が、自治会役員を「北神星和台コミュニティホール」に招集し災害対策本部を設営する				
防災資機材庫	さくら広場	足谷東公園	京地公園		
	※防災資機材庫の鍵は「北神星和台コミュニティホール」にある				
緊急避難場所 (屋内)	名称	※災害ごとの注意事項		備考	避難所
		土砂	洪水		
	西山小学校	○	○		○
—					
緊急避難場所 (屋外)	名称	※災害ごとの注意事項			備考
		地震	津波	大火	
	—				
災害時要援護者 台帳保管場所	—				
防災行政無線 保有者	北神星和台コミュニティホール	防コミ委員長宅	西山地域福祉センター		
災害時の給水	ふっQ水栓 (西山小学校)	藤原ポンプ場 (応急給水拠点) (施設の鍵はコミュニティホールにある)			
その他必要な事項					

4 地区防災マップ





土砂災害警戒区域

- 土砂災害警戒区域_急傾斜_レッドゾーン
- 土砂災害警戒区域_急傾斜
- 土砂災害警戒区域_土石流

**洪水による浸水想定区域
(想定最大規模降雨)**

- 浸水深さ0.5m以下
- 浸水深さ0.5~3.0m
- 浸水深さ3.0~5.0m
- 浸水深さ5.0m以上

凡例

- 公共施設
- 危険な箇所
- 災害時に避難できる場所・役立つもの
(機材保管場所、お店、公衆電話など)
- 町字界

250 500 750 1,000m

5-1 さくら広場 防災資機材庫 保管リスト

設置場所： さくら広場内（ウェルシア・コメダ珈琲東側空地内）

鍵保管場所： 北神星和台コミュニティホール

コミュニティホールの鍵保管者：

自治会長・副会長・相談役・各局長（事務員）

品名	数量	購入年	備考
■ 資機材庫 No.1			
金てこバール	6		
両口ハンマー(柄付)	1		
くわ	3		
木づち大	1		
ショベル	13		
消火器	14		
テント(屋根のみのタイプ)	4		
ドラム缶式かまど	6		
非常用飲料水入れ	70		
拡声器	2		
■ 資機材庫 No.2			
金てこバール	6		
折りたたみ担架	2		
ガス炊飯器(大)	3		
工具セット	2		
油圧ジャッキ	2		
災害救助用工具	1		
サーチライト	1		
エアークンプレッサー	1		
ヘルメット	1		
コードリール	2		
救急箱	2		
鍋類	7		
毛布	5		

災害時の行動

は、その行動が完了したら✓をつける。

①風水害

【災害発生前】

個人の行動

●大雨の天気予報、注意報発令の段階

- ラジオやテレビなどで災害情報を確認する。
- 排水溝の詰まりがないか、強風で飛ばされる物がないかなど自宅と自宅周辺の状況を確認する。
- 非常用持ち出し袋などを準備し、避難に備えておく。
- 浸水のおそれがある地区では、雨戸を閉め、土のうの準備をしておく。
- 自家用車の燃料を確認しておく。
- 不要不急の外出は控える。特に川の近くには行かない。
- 外出している場合は、交通機関の情報を確認しておく。
- 危険箇所や避難所への経路を確認しておく。
(道幅の広い道を選ぶ。川・水路沿いの道は避ける。)

自治会・防災福祉コミュニティとしての活動

1 災害対策本部について

- 平常時に、災害の想定を行い、被害を最小限にするための方法を話し合う。
- 北神星和台コミュニティホールに役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで災害対策本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、活動のマニュアルを参考に、必要に応じて「①消火活動班」「②救出活動班」「③応急手当&搬送活動班」「④警戒&要援護者支援活動班」「⑤避難所運営班」等の班編成を行う。
- 本部には地域の地図、防災マップなどを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、各自治会役員に伝達する。

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどう伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、警戒&要

援護者支援班により避難誘導を実施する。

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

1 災害対策本部による指揮

- 地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて活動内容の具体的指示（①消火活動・②救出活動・③応急手当&搬送活動・④警戒&要援護者支援活動・⑤避難所運営）を出す。
- 活動班の人員が不足している場合は、自治会の連絡網を通じて人員を集める。

2 各活動班による災害対応

- 防災活動（①消火・②救出・③応急手当）が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」などに集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。

3 情報収集・伝達

- 災害対策本部では、防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した重要な気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、自治会の連絡網を通じて各役員に伝達する。
- 統括防災リーダーの指示により、本部にいる者たちにより、有線電話、携帯電話等を用い、地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

- 必要に応じて④警戒&要援護者支援活動班を組織し、民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。

〔* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。〕

5 救出・救護

- ②救出活動は、二次災害に注意しながら防災資機材等を使用し被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 災害対策本部から、被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- また避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7 緊急避難場所・避難所の開設

- 必要に応じて⑤避難所運営班を組織し、学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

②地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生した場合には消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

自治会・防災福祉コミュニティとしての活動

1 災害対策本部の立ち上げ

- 災害対策本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、活動のマニュアルを参考に、必要に応じて「①消火活動班」「②救出活動班」「③応急手当&搬送活動班」「④警戒&要援護者支援活動班」「⑤避難所運営班」等の班編成を行う。
- 災害対策本部には地域の地図、防災マップなどを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 災害対策本部による指揮

- 本部では、地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（①消火活動・②救出活動・③応急手当&搬送活動・④警戒&要援護者支援活動・⑤避難所運営等）を出す。
- 活動班の人員が不足している場合は、自治会の連絡網を通じて人員を集める。

3 各活動班の災害対応

- 防災活動（①消火・②救出・③応急手当）が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」などに集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。

4 情報収集・伝達

- 災害対策本部では、防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した重要な気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、自治会の連絡網を通じて各役員に伝達する。
- 統括防災リーダーの指示により、本部にいる者たちにより、有線電話、携帯電話等を用い、地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
- 有線電話・携帯電話が通じない場合には、伝令等により、地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

5 安否確認

- 必要に応じて④警戒&要援護者支援活動班を組織し、民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。

（* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。）

6 消火活動

- ①消火活動班は、あらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。

* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

7 救出・救護活動

- ②救出活動は、二次災害に注意しながら防災資機材等を使用し被災者を救出する。
* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

8 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、④警戒&要援護者支援活動班は、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

9 区や消防署への連絡

- 災害対策本部から、被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- また、避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

10 緊急避難場所・避難所の開設

- 必要に応じて⑤避難所運営班を組織し、学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

状況判断 & 活動指示

□ 災害対策本部

- 集まった役員で災害対策本部を立ち上げて活動を始める。
- 参集場所の安全を確認する。
- 地図、ハザードマップ、記録用紙、筆記具、付箋、ホワイトボード等をセッティングする。
- 統括リーダーと各役割を決める。
- 集めた情報を整理して状況を把握する。
緊急の内容は 119・110 へ通報する。

北神区役所:078-981-5377
北消防署北神分署：
078-581-0119
有馬警察署:078-981-0110

統括リーダー	各自治会との調整・指示、区役所や消防署、他団体との情報共有や交渉等を行なう。
情報班	入手した情報を付箋に書き、地図に貼っていく。見回り班や他団体、ラジオ等から情報を入手する。
記録班	被害状況や助けが必要な人の情報を時系列と事案別に書いていき、整理して把握する。
避難所開設班	学校関係者や区役所職員と協力して避難所を開設する。避難者に活動への協力を呼びかける。
避難所運営班	避難者から協力者を募り編成。環境整備、清掃、物資の受け入れ・配布、介護補助などをおこなう。

活動班	防災資機材庫や耐震性防火水槽付属の資機材等を用いて、消火、救出、応急手当などの活動を行う。
見回り班	地区内を見回り被害の情報を本部に伝える。併せて二次被害の警戒と要援護者の支援をおこなう。

① 消火活動


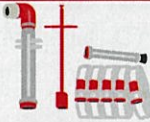



- 多くの人に協力を求めて消火活動をおこなう。
- 燃えている建物内には進入せず、**屋外から放水**する。
- 火を周りに**拡げない**ことを優先し、隣の建物にも水をかける。
- 火にあおられないよう、**風下に入らない**。
- 退路（逃げ道）**を確保しておく。
- 人命危険、延焼危険共に無ければ無理せず、**飛び火のみ**処理する。

発生場所

状 況

消 火 手 段

手書き地図

選択順位	名 称	備 考
	消 火 器 	各建物に設置されているものを使用する。火災のごく初期のみ有効。
	スタンドパイプ 	地中の水道管に消火栓から直結させて放水する。断水した地区では使えない。水が出ない。
	小型動力ポンプ 	耐震性防火水槽がある場所に、ホース・ノズルと共に収納されている。
	バケツリレー 	バケツをかき集めて大勢で実施する。
	屋内消火栓 	建物に設置されている場合がある。停電すると使えない可能性が高い。

※使い方が分からない手段はやらない

②救出活動

- 多くの人に協力を求めて閉じ込められた人を救出する。
- 必ず**軍手**と**ヘルメット**を装着する。
- 倒壊した建物の中には潜り込まない。
- 持ち上げた物の下に「手」を入れず、「あて木」を入れ倒壊を防ぐ。
- 足りない道具は皆で持ち寄る（ジャッキ、あて木の代用品等）。


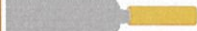
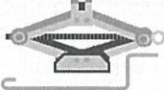







発生場所

状 況

手書き地図

防災資機材庫

鍵(かぎ) 開錠済み 要持参

	バール			のこぎり	
	ジャッキ ※車に積載されている			ボルトクリッパー	
	つるはし			チェーンソー ※必ず保護衣を着装	
	おの			シャベル	
	ハンマー			ロープ	

※使い方が分からない道具は使わない

③ 応急手当 & 搬送活動

- 多くの人に協力を求めて応急手当と搬送をおこなう。
- 素手で血液に触れない。ゴム手袋を装着するかビニール袋で手を包む。
- 必要な資機材を調達する（救急セット、AED、簡易担架等）。
- 正規の資機材が無ければ身の回りにある物を工夫して活用する。
- 重傷者は医療機関に搬送する。

発生場所

状況

手書き地図

応急手当

<input type="checkbox"/>	出血	傷口に清潔なガーゼをあて、手で圧迫して止まるまで押さえ続ける。	ガーゼ・三角巾・ゴム手袋 ハンカチ・ラップ・ビニール袋
<input type="checkbox"/>	骨折	折れた部位に副子（そえ木）をあて、三角巾などで固定する。	副子・三角巾 雑誌・段ボール・傘・ラップ
<input type="checkbox"/>	捻挫	可能であれば冷却した後、三角巾などで固定する。	三角巾・（氷） ラップ
<input type="checkbox"/>	やけど	可能であれば流水で衣服の上から冷やし、清潔なガーゼで保護する。	水道水（流水）・ガーゼ・（氷） ペットボトルの水・ハンカチ
<input type="checkbox"/>	心肺停止	胸骨圧迫（30回）と人工呼吸（2回）を繰り返し、AED到着すれば実施。	AED ※人工呼吸は無理してしない

搬送 搬送先

徒手搬送	複数で体の下に手を差し入れ、水平に抱える。	毛布搬送	4人以上で毛布の両端を丸めて持ち上げる。
イス搬送	イスに座らせ、複数でイスを持ち上げる。	毛布担架	毛布と棒を使って作成する。

④警戒 & 要援護者支援

- 複数名で地区内を見回り、被害の情報を本部に伝える。
スマホやSNSがつながらなければ伝令を走らせる。
- 二次被害の警戒と要援護者等の支援をおこなう。

見回り区域

手書き地図

警戒活動 ※ハンドマイク、スマホ、メモ帳等を携帯する

<input type="checkbox"/>	火 災	煙の立ち上り、煙臭さに注意して見回る。発見すれば本部に連絡するとともに119通報し、可能な限り初期消火を開始する。
<input type="checkbox"/>	ガス漏れ	ガス臭に注意して見回る。発見すれば本部に連絡するとともに119通報し、近づかないよう周りに呼びかける。
<input type="checkbox"/>	建物倒壊 通行障害	倒壊した建物や通行できない道路の情報を本部に伝える。 倒壊した建物内に閉じ込められた人がいないか呼びかける。
<input type="checkbox"/>	呼びかけ	ハンドマイクを使って危険個所への警戒、避難する際はガスの元栓を締め、電気ブレーカーを落とすよう呼びかける。

要援護者等支援 ※災害時要援護者台帳、救急セット等を携帯する

<input type="checkbox"/>	安否確認	民生委員・児童委員等と協力して要援護者の安否を確認し、必要に応じて応急救護をおこなう。確認後、ドアに目印をつける。
<input type="checkbox"/>	介 助	避難困難者の手助け、付き添いをおこなう。搬送が必要な場合は本部に応援を要請する。

⑤ 避難所運営

- 避難者はできる範囲で運営に参加する体制とする。
- 避難所内の配置は早い者勝ちにせず、世帯単位に各事情を考慮する。
- 避難所利用のルールに則り、公平公正な運営をおこなう。
- 個人のプライバシーを尊重し、必要以上に介入しない。
- 意思決定機関が高齢男性ばかりに偏らないよう多様性に配慮する。

□ 1人1人が自らできることを担う

<input type="checkbox"/>	避難者の誘導	受付で配置が決まった避難者を、決められた場所まで案内する。トイレ等の共用スペースの説明をする。
<input type="checkbox"/>	環境整備	間仕切り・掲示板・毛布・暖房機器等の必要資機材を倉庫等から取り出しレイアウトする。
<input type="checkbox"/>	危険除去	落下物や割れた物などの危険物を除去する。立ち入り禁止箇所に張り紙の掲示やロープを張る。
<input type="checkbox"/>	環境美化	トイレや通路等の共用エリアの清掃やゴミの処理は、全員が持ち回りでおこなう。
<input type="checkbox"/>	物資の受け入れ	区役所等から届く食料・物資を避難所内に運び入れる。
<input type="checkbox"/>	物資の配布	非常食や飲料水等を世帯毎に小分けして配布する。必要に応じて炊き出しをおこなう。
<input type="checkbox"/>	広報・情報収集	必要な情報やルールを、掲示板やSNSを使ってお知らせするとともに、要望等を収集する。
<input type="checkbox"/>	介助・見守り・話し相手	配慮が必要な避難者への介護を補助するほか、話し相手になったり、見守りをおこなう。
<input type="checkbox"/>	防火・防犯	火気の使用について見回る。人目のない場所やトイレ等、必要に応じて交代制などによる警戒をおこなう。
<input type="checkbox"/>	その他	避難所生活の運営・維持に必要なこと。

災害時要援護者とは

障がいのある方、介護が必要な方、高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）、難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、負傷して自力で避難することが難しい方など、災害が発生した際に安全な場所に避難したり、避難所での生活に困難が生じ周りの人の助けを必要とする方を言います。

福祉避難所について

神戸市では、避難所での生活に何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなどを「福祉避難所」に指定しています。入所対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は区災害対策本部へ連絡いただくようお願いします。

※福祉避難所は、災害時に常に開設される訳ではありませんので、まずは一般の避難所へ避難していただくことになります。

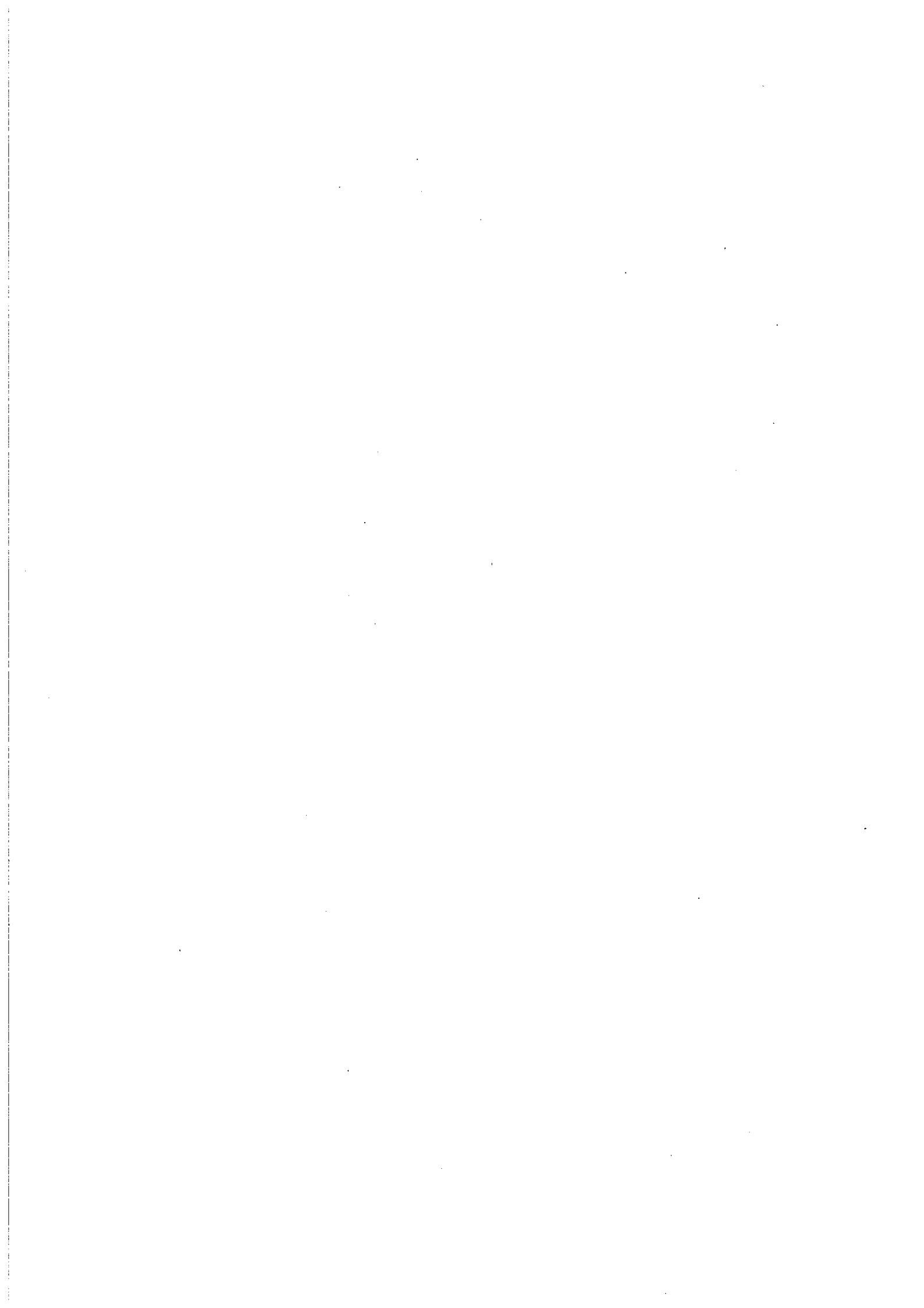
※地域福祉センターは、対応可能な人員や物資の確保が出来る場合、地域独自の判断で開設いただくことも可能ですが、区災害対策本部と十分ご協議ください。

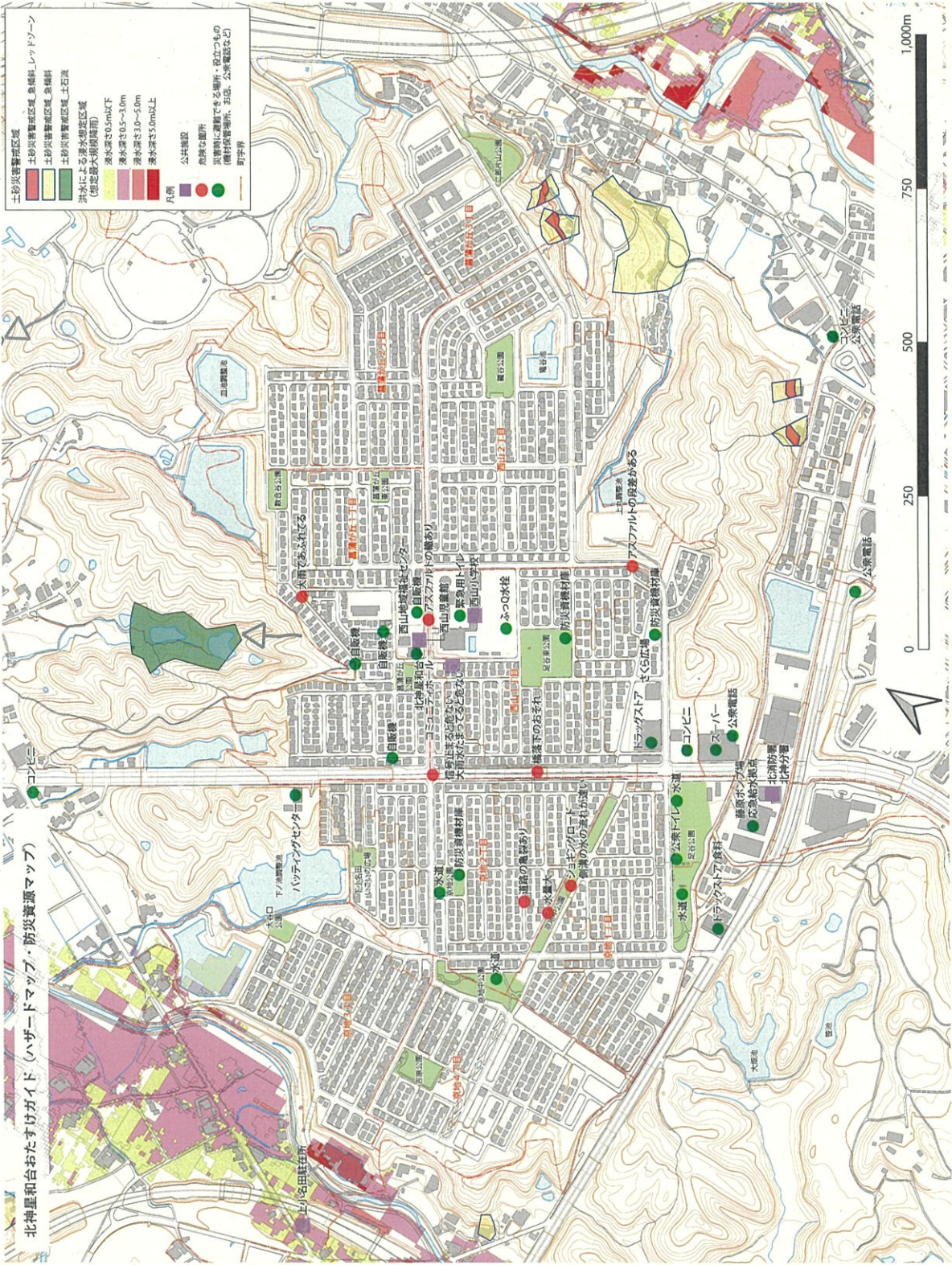
避難情報 警戒レベルについて

警戒レベル	意味
5 きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保	すでに災害が発生したか切迫していて命が危険な状況。屋外への避難はできず屋内でできる限りの行動を取る。
—— 警戒レベル4までに必ず避難行動を終える ——	
4 ひなんしじ 避難指示	災害が発生する可能性が高いため、発令された地区の全員が避難行動を取る必要がある。
3 こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難	災害が発生する可能性があるため、発令された地区で避難に時間がかかる人は避難行動を開始する。

避難の4行動 ～避難所に行くだけが避難ではない～

- 行政が指定した小学校などの避難所に行く避難
- 安全な親戚や知人宅に行く避難
- 安全なホテル・旅館に宿泊する避難
- 安全な場所に立地し、被害の恐れがない場合の在宅避難





北神皇和台おたすけガイド (ハザードマップ・防災資源マップ)

- 土砂災害警戒区域**
- 土砂災害警戒区域 急傾斜・レドゾーン
 - 土砂災害警戒区域 急傾斜
 - 土砂災害警戒区域 土石流
- 洪水による浸水想定区域 (想定最大降雨時)**
- 浸水深0.5m以下
 - 浸水深0.5~1.0m
 - 浸水深1.0~5.0m
 - 浸水深5.0m以上
- 凡例**
- 公共施設
 - 避難所
 - 災害時に避難できる場所、設立の種別(公民館、商店、公民館等)
 - 町字界



